（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「（外国人にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項の登録証明書の写し）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の自動車登録規則（次条において「新自動車登録規則」という。）第二十五条第一項第一号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。次条において「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下この条において「登録証明書」という。）は入管法第十九条の三に規定する在留カード（次項において「在留カード」という。）とみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この項において「特例法」という。）に規定する特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（次項において「特別永住者証明書」という。）とみなす。

2　前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

第三条　新自動車登録規則第二十五条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、新自動車登録規則第二十五条第二項第二号に掲げる国土交通大臣が適当と認める書類とみなす。

第四条　第二条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第三号様式による申請書は、同条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国土交通省令第七十一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第三項、第八十条第一項及び第百十九条の二、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第三項並びに海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十六条の規定に基づき、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号中「（前条第三項の規定により申請する者に限る。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

外国人にあつては、前項第二号の書類の添付に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示するときは、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。

第二十九条第四項中「にかかわらず、当該国の領事官の」を「により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該」に、「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改め、同条第六項中「第六十一条の二第三項」を「第六十一条の二第二項」に、「にかかわらず、当該国の領事官の」を「により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該」に改める。

第三十一条第一項中「氏名」の下に「、性別」を加え、「もよりの」を「最寄りの」に改め、同条第二項中「船員手帳及び」を「船員手帳を添付し、かつ、」に、「（外国人にあつては、同条第二項の領事官の証明書）を添付して」を「を添付して（外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書を提示して、又は同条第二項の領事官の証明書を添付して）、」に改め、「規定する外国人にあつては、」の下に「在留カード若しくは特別永住者証明書の提示又は」を加える。

第三十三条第四項中「き損」を「毀損」に、「明りよう」を「明瞭」に、「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

第三十四条第三項及び第五項中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号ハ中「（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）」を削る。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第三条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号を次のように改める。

二　戸籍抄本（外国人にあつては、住民票の写し）

（船舶料理士に関する省令の一部改正）

第四条　船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者については、第一条の規定による改正後の船員法施行規則第二十九条第二項及び第四項、第三十一条第二項ただし書、第三十三条第四項並びに第三十四条第三項の規定の適用に関しては、それぞれ改正法附則第十五条第二項各号に規定する期間又は改正法附則第二十八条第二項各号に規定する期間は、なお従前の例によることができる。